

厨房設備の離隔距離（追加）

火を使用する設備を設置する場合は、火災予防条例により周囲の壁等との間に火災予防上安全な距離（離隔距離）を保つよう「別表第3」で定めています。

「別表第3」とは、条例に該当する設備を設置する場合、種類や燃料等に応じて、必要となる離隔距離を示す一覧表となっています。

- 火を使用する設備とは
 炉、ふろがま、厨房設備、ボイラー、ストーブ、変電設備、蓄電池設備などに分類されており、容易に移動ができないものをいいます。
- 炉とは
 焼却炉、ピザ窯、陶芸窯なども炉に該当します。
 火を使用する設備に関する条例は「炉」を基準に策定されています。

※ 「炉」の基準が最も厳しい基準

今回、「別表第3」に追加されるのは厨房設備の燃料として、新たに「固体燃料」が追加され「炭火焼き器」の離隔距離が明確に定められました。

別表第3

改正案										
別表第1・別表第2 省略										
別表第3（第3条～第8条の2、第18条、第20条関係）										
種類	離隔距離（cm）					備考				
	入り	上方	側方	前方	後方					
省略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21KW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21KW以下	80	0	—	0		
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	追加部分	
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
省略										
別表第4～別表第8 省略										

- 厨房設備の離隔距離は

今まで、調理を目的として台所に設置する厨房設備は「**気体燃料**」を使うガスコンロなどのガス機器については、離隔距離が明確に定められていました。しかし「**固体燃料**」を使用する機器については定めがなく「**上記に分類されないもの**」として扱われていたため、「**炉**」の基準適用を受け、周囲の壁などからの離隔距離も大きく確保する必要がありました。

- 固体燃料を使用する「**炭火焼き器**」とは

耐火レンガやモルタルで作られ、周りを金属フレームで覆う構造をしており、焼き鳥やウナギなどを炭等で焼く固定式の機器をいいます。(移動可能な七輪やバーベキューコンロはこれに含まれません。)



【新・旧 表】 固体燃料を使用する場合

炭火焼き器等の離隔距離		上方	側方	前方	後方
旧	「炉」と同様に扱われていた	250	200	300	200
新	炭火焼き器	100	50	50	50
	炭火焼き器 (周囲の壁等が不燃材料)	80	30	—	30

【新・旧 図】

